



総合事務所 お知らせコーナー

6月 吉川区 暮らしのカレンダー

日	曜日	行 事 等	担 当
3	木	● レディース検診 (吉川保健センター) 12:00~13:00 受付 ※ 要予約	福祉班
		○ し尿汲み取り日 (吉川・竹直・旭地区)	税・市民生活班
17	木	● 健康診査(吉川体育館) ※ 要予約	福祉班
		○ し尿汲み取り日 (川谷・源・水源・東田中・ 泉谷・勝穂地区)	税・市民生活班
18	金	● 健康診査(吉川体育館) ※ 要予約	福祉班

建物を取り壊した、新・増築等した場合は届出（連絡）が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税されます。

年の途中で住宅や車庫などの建物を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を必ず提出してください。届出がないと、翌年度以降も引き続き課税されることになります。

また、今年、新（増）築した建物については、来年度から固定資産税が課税されます。建物の完成後、実地調査をさせていただきますので、下記までご連絡ください。

☎ 問合せ：市民生活・福祉グループ（税・市民生活班）
又は税務課

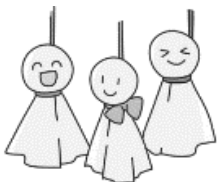
路線バスを利用してみませんか

通学、通院、買い物などに、路線バスを利用してみませんか。

市では、自宅最寄りのバス停から市内のご希望の場所までのバスや鉄道の発着時刻・運賃などを掲載した「マイ時刻表」の申し込み受付・作成を行っています。

詳しくはお問い合わせください。

☎ 問合せ：総務・地域振興グループ（地域振興班）



6月1日は「人権擁護委員の日」



全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、人権擁護委員が各市町村に配置されていることを知らせるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

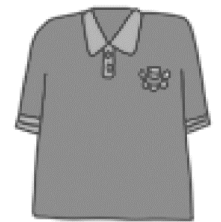
女性・子ども・高齢者等をめぐる人権の問題や、近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

毎月、市内で特設相談所が開設されています。日時・場所等については、広報上越でお知らせしています。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

☎ 問合せ：新潟地方法務局上越支局内
上越人権擁護委員協議会（025-525-4163）

「夏季の軽装運動」を実施しています



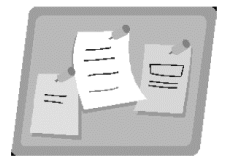
市では、地球温暖化対策の一環として、10月31日までの間、「夏季の軽装運動」を実施しています。

期間中は、庁舎内の冷房の目安を28℃とし、職員は原則としてノー上着、ノーネクタイで執務しています。

皆様も、会議等のため総合事務所等へお越しの際は、軽装でお越しください。

☎ 問合せ：総務・地域振興グループ（総務班）

「市税」今月の納期



■ 6月30日（水）
・ 市・県民税 第1期

☎ 問合せ：市民生活・福祉グループ（税・市民生活班）

吉川区の人口・世帯数【4月30日現在】

※（ ）は前月との比較

■ 人口 男：1,827人（△12人）
女：1,956人（△8人）
計：3,783人（△20人）
■ 世帯数 1,413世帯（△3世帯）